

学校法人 履正社

寄 附 行 為

学校法人 履正社 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人履正社と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、大阪市淀川区十三本町3丁目4番地21号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、学校及び専修学校並びに各種学校を設置することを目的とするほか、私立学校法第19条規定による収益事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | | |
|---|-----------------|---------------------|
| 一 | 履正社高等学校 | 全日制課程 普通科 |
| 二 | 履正社中学校 | |
| 三 | 履正社国際医療スポーツ専門学校 | 文化・教養専門課程
医療専門課程 |
| 四 | 履正社スポーツ専門学校北大阪校 | 文化・教養専門課程 |

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 5人以上7人以内
 - 二 監事 2人
- 2 この法人に、6人以上8人以内の評議員を置く。
 - 3 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。
 - 4 役員・評議員の報酬基準は別途定める。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。
- 3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
- 5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

第4章 役員及び理事会

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の設置する学校の校長のうちから理事会において選任した者
1人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 1人から2人
- 三 前各号に掲げる者のほか、理事会において選任した者 3人から4人

(理事長の選任)

第8条 理事のうち1人を理事長とし、理事の互選により理事会の決議によって選定する。

理事長を解職するときは、理事会の決議により行う。

(理事長の職務)

第9条 理事長は、この法人を代表し業務の一切を総括する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会の決議により理事のうちから代表業務執行理事を選定し、当該代表業務執行理事がその職務を行うことができる。

- 2 前項の場合において、代表業務執行理事を解職するときは、理事会の決議により行う。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長及び代表業務執行理事（前条第1項により選定する場合に限る。以下同じ。）

以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の選任・職務)

第11条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

- 3 監事は学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況を監査し、報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求する。

(理事の任期)

第12条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 第7条第1項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事は、再任されることができる。
- 4 理事は、任期満了または辞任により退任した場合、理事総数が5人を下回るようになったときは、後任者が選任されるまでその理事としての権利義務を有する。

(理事の解任及び退任)

第13条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 理事としてふさわしくない非行があったとき

- 2 理事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了

- 二 辞任
- 三 死亡

(理事会)

第14条 この法人に、全ての理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は学校法人の業務を決定する。
- 3 理事会は理事の職務の執行を監督する。
- 4 理事会は、随時理事長が招集する。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 6 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 7 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 8 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 9 第5項及び第7項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければ成立しない。

(理事会の議決)

第15条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(監事の任期)

第16条 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第17条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

第5章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第18条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員（この法人の設置する施設の教員その他の職員を含む）のうちから選任した者1人以上2人以内

二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者1人以上3人以内

三 この法人に関係ある学識経験者、退職した職員のうちから3人以上6人以内

2 前項第1号、第2号に規定する評議員は、理事会において選任する。

3 第1項第3号に規定する評議員は、評議員会において選任する。

4 第1項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の資格)

第19条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員会の議決)

第20条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席した場合において、法令及びこの寄附行為に別段の定めのある場合を除き、出席した評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

(評議員会の招集)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時会とする。

2 定時評議員会は、毎年5月中に理事長が招集し、毎会計年度終了後3月以内に開催する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めたとき招集する。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会議の日時及び場所。

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項。

三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨。

四 前3号に掲げるもののほか、私立学校法施行規則で定める事項。

5 評議員会を招集する場合、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。但し、招集通知は、当該評議員の同意があれば、電磁的方法によることができる。

(評議員会の職務等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- 一 予算の作成又は変更、多額の借財並びに重要な資産の処分及び譲受に関する事項
- 二 収益事業に関する重要事項
- 三 合併
- 四 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- 五 事業計画の作成または変更
- 六 役員及び評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の基準の策定及び変更
- 七 寄附行為の変更
- 八 その他学校法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員の任期）

第23条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残存期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員の解任）

第24条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

（評議員会の運営）

第25条 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。

第6章 理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第26条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産、運用財産、収益事業用財産の区分は、財産目録の区分に従うものとする。

3 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産あるいは収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産中の不動産及び重要なものは、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産の保管)

第30条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか確実な信託銀行に信託するか郵便貯金もしくは銀行預金とするか又は理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 予算は事業計画に基づき作成する。

(決算)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に、貸借対照表、収支計算書（以下これらを「計算書類」という）、事業報告書及びそれらの附属明細書、並びに財産目録を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の監査を受けた書類は、監事の監査報告をふまえ、理事会の決議による承認を受けなければならない。

3 理事長は、定時評議員会の招集の通知に際して、評議員に対し、前項の承認を受けた計算書類、事業報告書及び監査報告を提供しなければならない。

4 理事は、第2項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出し、それらの内容を報告して、定時評議員会の意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第35条 この法人は、毎会計年度3か月以内に、計算書類、事業報告書及びそれらの附属明細書（以下これらを「計算書類等」という）、役員及び評議員の名簿（役員等名簿という）、役員及び評議員の報酬支給基準、並びに監査報告を各事務所に備え置くこととする。

2 前項の書類は、利害関係人から請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供することとする。但し、役員等名簿のうち役員等の住所は除

く。

- 3 第1項の書類のうち計算書類等及び監査報告は、債権者から写しの交付請求があった場合は、これに応じることとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し又は権利を放棄しようとするときは、理事の3分の2以上の同意がなければならない。借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第8章 収益事業

(種類)

第37条 この法人は、私立学校法第19条の規定により次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍類及び日用雑貨品の小売業
- 二 運動・体育関連事業
- 三 飲食店業並びに食品類の小売業
- 四 貸事務所業

(収益事業理事)

第38条 理事のうち1人を収益事業理事とし、収益事業理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

2 収益事業理事は、理事会の定めるところにより、前条の規定によって行う事業について業務を掌握する。

3 収益事業理事は、理事のうちから理事の互選により理事会の決議によって定める。

4 収益事業理事を解任するときは、理事会の決議により行う。

(決算)

第39条 毎会計年度において収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰入れ、その残額は、収益事業会計の積立金とする。

第9章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 大阪府教育長の解散命令

2 理事会は、前号第1項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産の帰属については、理事会において、3分の2以上の議決に

よりこれを決める。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において理事の3分の2以上の議決がなければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の設置する施設の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細目その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事	釜谷 善 藏	理事	橘 孝
理事	桜井 徳兵衛	理事	梅村 武治郎
理事	釜谷 寛 栗		
監事	柴田 信太郎	監事	伊藤 杉之助

- 2 この寄附行為は、大阪府教育長認可の日より施行する。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であつて、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、7条及び18条の資格、構成の定めに抵触する者については、法人と協議した上で令和7年度定時評議員会終結時に辞任するものとする。
- 5 前項の役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。